

札幌市のまちづくりセンター



自治基本条例キャラクター
じっちい



まちづくり応援キャラクター
まっちい

目 次

1	まちづくりセンターとは	1
2	沿革・経緯	2
3	設置状況	3
4	まちづくりセンターを取り巻く環境	5
5	活動状況	10
6	効果	15
7	まちづくり協議会	17
8	地域自主運営化の取組	19
9	施設一覧	20

南平岸まちづくりセンター
(豊平区)



※ 本冊子中の写真は、地域の活動事例等の写真であり、必ずしも本文と直接関連するものではありません。

1 まちづくりセンターとは

札幌市では、平成 19 年 4 月に『市民が主体のまちづくり』を進めるための基本原則である「札幌市自治基本条例」を施行しました。

この条例は、「自分の地域のことは自分たちで考え、話し合い、行動する」という『市民自治』を基本理念としています。

各地域では、これまでも町内会を中心として「地域の課題を自ら発見し、考え、解決する活動」が行われており、その活動は年々増え続けています。

これらの市民自治による地域のまちづくり活動がますます活発になるよう、まちづくりセンターは、様々な形で積極的に応援しています。

市民の皆さんの声を市政につなぐ市役所の最前線の窓口であるとともに、市民の皆さんに情報や場・機会を提供し、地域におけるまちづくり活動の支援をするのが、まちづくりセンターです。

まちづくりセンターは、身近な地域のまちづくりを応援し、市民自治が実感できるまち札幌を目指しています。

2 沿革・経緯

札幌市は、昭和 45 年に人口 100 万人を突破し、昭和 47 年には第 11 回冬季オリンピック開催とともに政令指定都市へと移行しました。

この指定都市移行に伴って、住民に身近な行政機関を区役所へ一元化することに伴う激変を緩和するとともに、市民の利便性を確保するため、当時 45 か所設置していた出張所を改編して「連絡所」を開設しました。

連絡所では住民組織の振興、地区の要望等の集約、市政の周知、住民票などの諸証明の取次ぎ等の役割を担ってきました。

その後、昭和 53 年には組織上の位置付けを「係」から「課」に変更するとともに、地域住民からの設置要望等を受け人口増に伴い順次増設し、現在は 86 か所（出張所 2 か所を含む。）となりました。

連絡所は、それまでも住民活動の振興や要望集約の窓口として機能していましたが、市民自治によるまちづくりを一層推進し、地域のまちづくり活動の拠点とするため、平成 16 年 4 月に機能の充実を図るとともに「まちづくりセンター」に名称を変更しました。

3 設置状況

(1) 設置数

市内に86か所あります。(出張所2か所を含む。)

【区別の設置数】

中央区 13	北 区 11	東 区 10	白石区 8	厚別区 6
豊平区 9	清田区 5	南 区 9	西 区 8	手稲区 7

※ 北区・南区は出張所各1か所を含む。

(2) 運営形態

区の「課」相当の組織です。

職員配置・・・ 所長（課長職） 1名

支援員（会計年度任用職員）2名

※ 一部例外があります。

(3) 配置基準

概ね中学校区に1か所配置しています。

原則として人口1～3万人をカバーしています。

(4) 設置形態

単独の建物から民間施設を借りているものまで、様々な形で設置しています。

また、多くは地区会館、地区センターなどのコミュニティ施設を併設しています。

市有施設	77	
単独施設	4	まちづくりセンターのみの単独設置
地区会館併設施設	60	地区会館（出張所(2)は地区集会所）を併設 同会館は建築時に地元寄付を受けて集会室等を増床している。
市施設との合築施設	13	区民センターなど他の市有施設と合築
民間との合築施設	4	民間ビルや町内会館と合築
民間からの借上施設	5	民間ビルや町内会館の一室を借上げ
計	86	


4 まちづくりセンターを取り巻く環境

(1) 町内会の状況

市内の町内会の数は、政令指定都市に移行（昭和 47 年）後、人口の増加に伴い大幅に増加しています。

	昭和 46 年 1 月	平成 12 年 1 月	令和 6 年 1 月
連合町内会	44 団体	109 団体	90 団体
単位町内会	1,239 団体	2,086 団体	2,177 団体
人 口	1,051,928 人	1,814,644 人	1,968,641 人
世 帯 数	332,653 世帯	771,488 世帯	995,959 世帯
まちセン数	45 か所	87 か所	86 か所

(昭和 46 年) (令和 6 年)

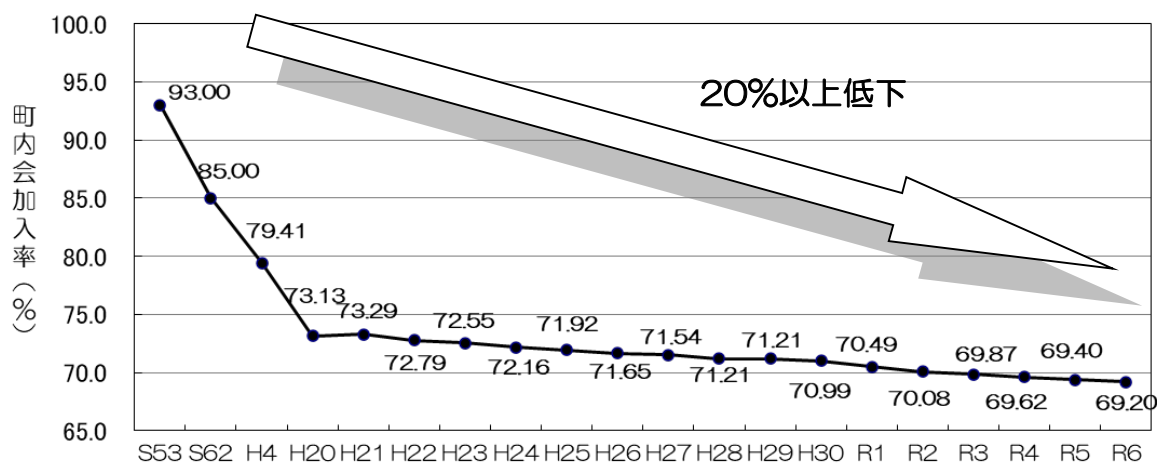
単位町内会 1,239 団体 ⇒ 2,177 団体 938 団体増 

連合町内会 44 団体 ⇒ 90 団体 46 団体増 

(2) 地域を取り巻く環境

① 町内会加入率が低下

町内会加入率は低下が続いており、平成4年に80%を下回りました。令和6年の加入率は69.20%と、昭和53年に比べて20%以上低下しています。

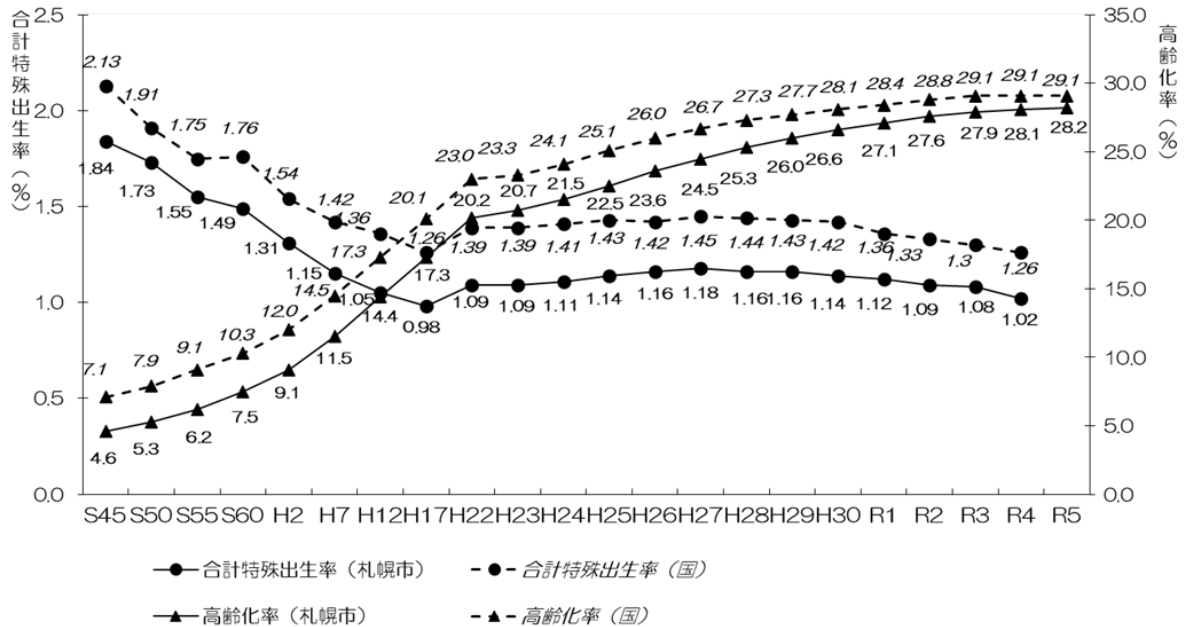


※ 町内会加入率は、各年1月1日現在の数値。

【区別の町内会加入状況 (令和6年1月1日現在)

区	単町数	人口	総世帯数	加入世帯数	加入率 (%)
中央区	256	253,845	148,325	92,203	62.16
北区	310	288,144	142,735	102,497	71.81
東区	275	263,436	133,315	91,460	68.60
白石区	142	211,293	111,548	68,919	61.78
厚別区	82	122,481	58,394	43,248	74.06
豊平区	289	227,374	123,532	82,134	66.49
清田区	102	109,817	46,050	35,009	76.02
南区	247	133,862	62,735	50,227	80.06
西区	282	217,264	107,024	75,587	70.63
手稲区	192	141,125	62,301	47,914	76.91
全市	2,177	1,968,641	995,959	689,198	69.20

② 少子高齢化が進展



※出典

合計特殊出生率 (市)：札幌市人口動態統計 (国)：厚生労働省人口動態統計
 高齢化率(市)：札幌市住民基本台帳人口 (国)：内閣府高齢社会白書

◎ 少子化

合計特殊出生率は人口を維持できる水準である 2.07%を下回る

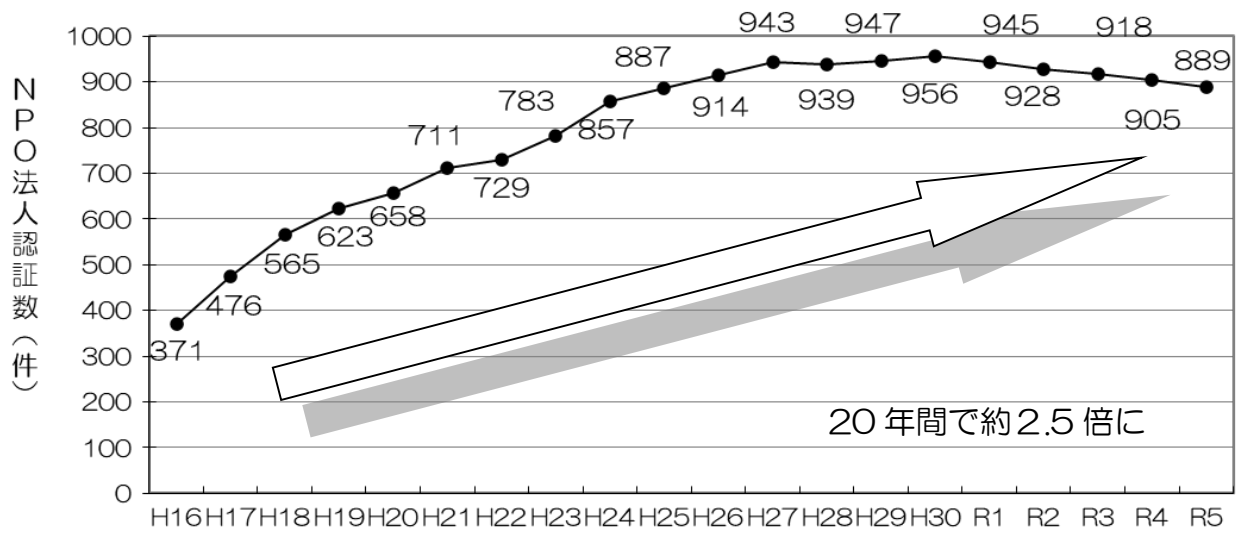
◎ 高齢化

65 歳以上人口の割合が大幅に増加



③ 市民活動が活発化

【札幌市内のNPO 認証法人数】

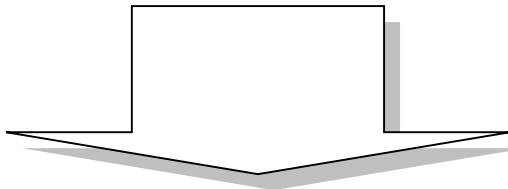


※ 各年度3月末現在

(3) まちづくりセンターに期待される役割

- ◎ 地域で暮らす市民の
世代構成が変化
- ◎ 社会経済情勢や個人
の価値観の変化

- ◎ 市民の主体的な活動
の広がり
- ◎ 地域活動の担い手の
拡大



- ☆ 情報提供など活動しやすい環境づくり
- ☆ 町内会を中心とした活動団体のネットワーク化支援
- ☆ 新しい担い手の育成、発掘

5 活動状況

(1) まちづくりセンターの事務分掌

- ア 地区住民組織の振興及び住民組織のネットワーク化支援
- イ 市民集会施設建設に係る相談及び要望等の集約
- ウ 戸籍及び住民記録業務等の取次ぎ
- エ 地区に係る要望等の収集
- オ 地区のまちづくりに関する施策等の企画及び推進に係る調整
- カ 地域情報の交流及び市政情報の提供

※ 下線部は、平成 16 年度、まちづくりセンター化に伴って追加したもの。

(2) まちづくりセンター所長の区保健福祉部兼務発令

平成 25 年度から、よりきめ細かく効果的な地域保健福祉活動の展開を図るため、まちづくりセンターと保健福祉部との連携を強化

- ・まちづくりセンター所長が区保健福祉部地区福祉活動支援担当課長を兼務（自主運営まちづくりセンターを除く）
- ・「まちづくりセンター（地域自主運営を行っているものを除

く。)が所管する地区内における地域保健福祉活動の支援及び調整に関すること」を所管

- 兼務化により、従来の事務分掌にあった「地区住民福祉活動の支援に関すること」は削除

※ 自主運営まちづくりセンターについて

- 自主運営まちづくりセンターについては、地域への業務委託によって実施しているため、兼務化によらず、区保健福祉課が一元的な窓口となり、当該地区の地域保健福祉活動の支援及び調整を実施
- 自主運営まちづくりセンターの委託事務のひとつである「地区住民福祉活動の支援業務」は引き続き実施



北区新川地区
新川さくらフェスティバル

(3) まちづくりセンターにおける具体的な業務

ア 地域の各団体のネットワーク化支援

町内会、商店街、PTA、ボランティアなど各種団体や個人などの多様な活動主体が幅広く連携・協働できる値域横断的組織である「まちづくり協議会」の設立、運営を支援

イ 地域課題に関する情報収集、提供

まちづくりに関する要望や課題などの収集、相談・調整



東区札幌地区
札幌地区まちづくりフォーラム



白石区北東白石地区
北東白石地区を明るくするまちづくり委員会

ウ 地域における情報交流の促進

まちづくりセンターにある「情報交流スペース」を活用し、
町内会をはじめとする住民の地域活動に有益な情報を提供

エ 地域住民主体のまちづくり活動の支援

地域の住民組織や自主活動団体の連絡調整や情報面など活
動しやすい環境づくりを実施



厚別区厚別中央地区
子育てサロン



南区真駒内地区
災害図上訓練学習会



東区栄東地区
子ども未来会議

才 諸証明の取次ぎ

住民票や印鑑証明、戸籍証明の取次ぎを実施。来所又は電話で申し込む（戸籍のみ来所のみ受付）と翌日以降交付。



カ その他

地域の特性に合わせ、センター独自にまちづくり活動に取り組んでいます。



豊平区南平岸地区
いきいき南平岸パソコン教室

6 効果

住民主体の地域のまちづくり活動は、まちづくりセンターへの改編後、大幅に増加し、令和5年5月末時点で、1,446事例が誕生しています。



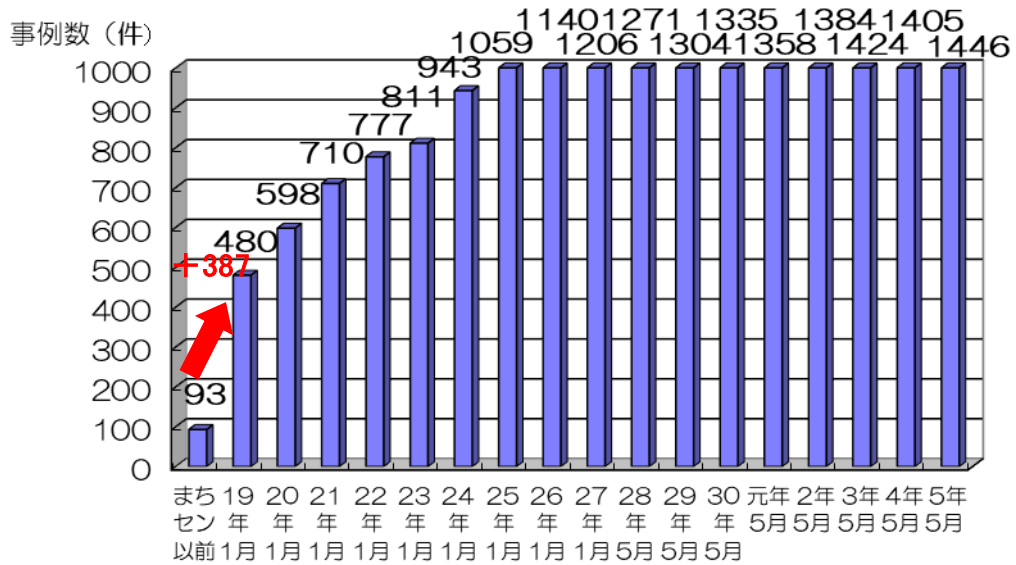
中央区曙地区
違法広告物除去作業

活動内容は多岐にわたっていますが、まちづくりセンターへの改編後は防犯、見守り、子育て、環境問題など、連絡所時代に比べ、より具体的な地域課題解決型の活動が目立つほか、地域力強化のスキルアップやワークショップを活用した課題発掘、合意形成など“地域自身でのまちづくり”を意識した活動も見られます。



西区
アダプトプログラム

【住民主体の地域のまちづくり活動事例数の推移】



【まちづくり活動の分類統計】（令和5年5月末現在）

分類	既存	新規	合計
地域課題解決	43	655	698
コミュニティ促進	61	452	513
地域特性着目	13	155	168
地域スキルアップ	5	86	91
情報交流	10	90	100
合意形成	4	15	19
その他	0	17	17
合計	136	1470	1606

- 注1) 「既存」はまちづくりセンターへの改編以前からの事例
 注2) 「新規」はまちづくりセンターへの改編後の事例
 注3) 複数の分類に該当し、重複計上している事例があるため、新規の合計が本文（p16）中の数値と異なる。

7 まちづくり協議会

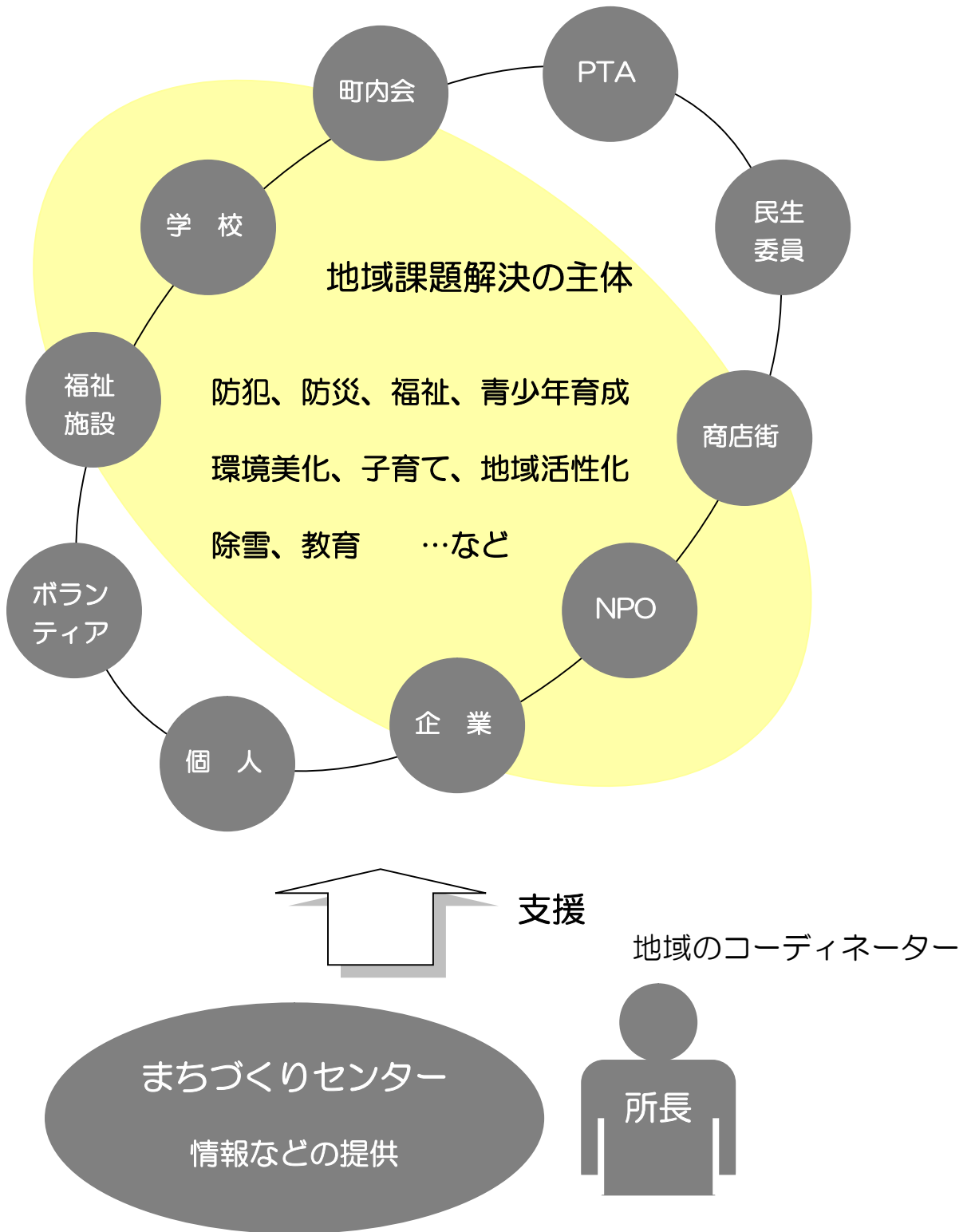
「まちづくり協議会」は、地域の様々な団体や個人をゆるやかに結び、それぞれが独自性を活かしながら、それぞれが主体となって地域の課題を考え、共通の課題の解決や目標の実現に向けて行動する場であり、令和5年5月末現在で72地区77協議会が設立されています。

「まちづくり協議会」は、ゆるやかに結ばれているネットワーク性と、個々の組織や個人の存在を尊重するということがポイントで、地域の団体や個人が集まる場となり、まちづくり活動を行っているさまざまな人の出会いの場となります。

地域のまちづくりは、町内会も、企業も、ボランティアや市民活動をしている人も、市民一人ひとりが担っているものです。1つの団体だけで取り組んでも解決が困難なことであっても、たくさんの団体や個人が集まり、それぞれの得意分野を活かすことでより大きな力となります。

そうした地域の力を結集するために、連携する組織が、「まちづくり協議会」です。

まちづくり協議会のイメージ



8 地域自主運営化の取組

まちづくりセンターを中心に、地域の主体的なまちづくり活動の支援を行ってきた結果、各地域でまちづくり活動が活発化し、その内容も、地域自らが、地域のさまざまな課題を地域の実情に沿って解決するための活動へと、多様化、高度化してきました。

そして、一部の地域から、「まちづくりセンターの運営を地域に任せてほしい」という声をいただくまでになりました。

こうしたことから、「地域のための、より住み良いまちづくり」がさらに発展することを目指して、地域のことを最も良く知る地域の方々にまちづくりセンターの運営を委託する、「まちづくりセンター地域自主運営化」の制度を導入しました。（委託する団体は、まちづくり協議会などの地域横断的な団体であることを条件としています。）

平成 20 年 10 月に、東区元町まちづくりセンターが初めて自主運営に移行してから、令和 6 年 4 月末現在で、10 のまちづくりセンターで地域自主運営を実施しています。

9 施設一覧

区	名称	住所	電話番号
中央区	本府・中央まちづくりセンター	中央区北1条西2丁目 (札幌時計台ビル10階)	011-251-6353
	東北・東まちづくりセンター	中央区大通東6丁目12	011-241-1696
	苗穂まちづくりセンター	中央区北1条東10丁目15-9	011-261-3669
	豊水まちづくりセンター	中央区南8条西2丁目5	011-521-0204
	西創成まちづくりセンター	中央区南5条西7丁目3	011-521-2384
	曙まちづくりセンター	中央区南11条西10丁目1-3	011-511-0116
	山鼻まちづくりセンター	中央区南23条西10丁目1-23	011-511-6371
	幌西まちづくりセンター	中央区南11条西14丁目1-20	011-561-3256
	大通・西まちづくりセンター	中央区南2条西15丁目291-98	011-280-7033
	南円山まちづくりセンター	中央区南9条西21丁目1-1	011-561-2472
	円山まちづくりセンター	中央区北1条西23丁目1-18	011-611-3367
	桑園まちづくりセンター	中央区北7条西15丁目28	011-621-3405
	宮の森まちづくりセンター	中央区宮の森2条11丁目1-3	011-644-8760
北区	篠路茨戸まちづくりセンター (篠路出張所)	北区篠路4条7丁目2-40	011-771-2231
	鉄西まちづくりセンター	北区北10条西4丁目1-12	011-726-5285
	幌北まちづくりセンター	北区北17条西5丁目1-7	011-726-6345
	北まちづくりセンター	北区北29条西7丁目3-15	011-726-4385
	新川まちづくりセンター	北区新川1条4丁目4-26	011-762-2604
	新琴似まちづくりセンター	北区新琴似7条4丁目1-3	011-761-4205
	新琴似西まちづくりセンター	北区新琴似7条14丁目1-17	011-762-8767
	屯田まちづくりセンター	北区屯田5条6丁目3-21	011-772-1260
	麻生まちづくりセンター	北区北39条西5丁目3-5	011-757-5810
	太平百合が原まちづくりセンター	北区太平8条7丁目2-1	011-771-9180
	拓北・あいの里まちづくりセンター	北区あいの里1条6丁目1-1	011-778-2355
東区	鉄東まちづくりセンター	東区北9条東5丁目2-8	011-721-3105
	北光まちづくりセンター	東区北18条東5丁目1-1	011-721-1271
	北栄まちづくりセンター	東区北25条東7丁目3-18	011-721-6336
	栄西まちづくりセンター	東区北39条東4丁目1-1	011-752-9536
	栄東まちづくりセンター	東区北41条東14丁目3-1	011-711-2203
	元町まちづくりセンター	東区北20条東20丁目6-22	011-781-5375
	伏古本町まちづくりセンター	東区伏古3条3丁目2-10	011-784-5534
	丘珠まちづくりセンター	東区丘珠町183-2	011-781-4283
	札苗まちづくりセンター	東区東苗穂7条2丁目2-30	011-783-3608
	苗穂東まちづくりセンター	東区苗穂町3丁目3-45	011-742-4427

白石区	白石まちづくりセンター	白石区本通1丁目南2-32	011-861-8270
	東白石まちづくりセンター	白石区本通13丁目南10-1	011-861-9262
	東札幌まちづくりセンター	白石区東札幌2条4丁目3-14	011-811-9355
	菊水まちづくりセンター	白石区菊水7条2丁目2-20	011-811-9445
	北白石まちづくりセンター	白石区北郷2条3丁目11-21	011-874-0293
	北東白石まちづくりセンター	白石区北郷3条12丁目4-1	011-875-3077
	白石東まちづくりセンター	白石区本通18丁目南2-6	011-862-0813
	菊の里まちづくりセンター	白石区菊水元町8条1丁目11-1	011-871-2355
厚別区	厚別中央まちづくりセンター	厚別区厚別中央4条3丁目3-6	011-891-3907
	厚別南まちづくりセンター	厚別区厚別南1丁目15-10	011-891-1666
	厚別西まちづくりセンター	厚別区厚別西2条3丁目8-31	011-891-4555
	もみじ台まちづくりセンター	厚別区もみじ台北7丁目1-1	011-897-6121
	青葉まちづくりセンター	厚別区青葉町3丁目2-26	011-892-8177
	厚別東まちづくりセンター	厚別区厚別東4条4丁目9-3	011-897-2885
	豊平区	豊平まちづくりセンター	豊平区豊平6条7丁目1-12
美園まちづくりセンター		豊平区美園6条5丁目4-1	011-811-4119
月寒まちづくりセンター		豊平区月寒中央通7丁目8-19	011-852-9288
平岸まちづくりセンター		豊平区平岸2条7丁目2-5	011-811-9545
中の島まちづくりセンター		豊平区中の島1条4丁目9-4	011-821-5841
西岡まちづくりセンター		豊平区西岡4条5丁目8-21	011-854-0357
福住まちづくりセンター		豊平区福住1条4丁目13-17	011-855-6615
東月寒まちづくりセンター		豊平区月寒東3条17丁目15-30	011-853-9191
南平岸まちづくりセンター		豊平区平岸2条14丁目1-26	011-814-1440
清田区		北野まちづくりセンター	清田区北野4条2丁目8-28
	清田中央まちづくりセンター	清田区清田6条2丁目10-1	011-884-7187
	平岡まちづくりセンター	清田区平岡7条3丁目9-25	011-883-7100
	清田まちづくりセンター	清田区清田1条2丁目5-35	011-883-7600
	里塚・美しが丘まちづくりセンター	清田区里塚2条5丁目1-1	011-884-1210
南区	定山溪まちづくりセンター(出張所)	南区定山溪温泉東4丁目	011-598-2191
	真駒内まちづくりセンター	南区真駒内幸町2丁目2-1	011-581-3025
	石山まちづくりセンター	南区石山1条4丁目1-1	011-591-8734
	簾舞まちづくりセンター	南区簾舞3条6丁目8-25	011-596-2059
	藤野まちづくりセンター	南区藤野2条7丁目2-1	011-591-7041
	藻岩まちづくりセンター	南区川沿8条2丁目4-15	011-571-6121
	藻岩下まちづくりセンター	南区南34条西9丁目2-1	011-581-2001
	澄川まちづくりセンター	南区澄川3条2丁目6-1	011-821-8585
	芸術の森地区まちづくりセンター	南区石山東7丁目1-31	011-592-7009

西 区	八軒まちづくりセンター	西区八軒1条西1丁目7-1	011-611-2221
	琴似二十四軒まちづくりセンター	西区琴似2条7丁目1-10	011-621-2508
	西町まちづくりセンター	西区西町南9丁目2-2	011-661-2591
	発寒北まちづくりセンター	西区発寒10条4丁目9-1	011-661-6262
	西野まちづくりセンター	西区西野6条3丁目14-16	011-663-0360
	山の手まちづくりセンター	西区山の手3条7丁目1-38	011-613-1929
	発寒まちづくりセンター	西区発寒5条7丁目1-2	011-664-6411
	八軒中央まちづくりセンター	西区八軒6条西2丁目1-11	011-615-9588
手 稲 区	手稲まちづくりセンター	手稲区手稲本町3条1丁目3-41	011-681-2131
	手稲鉄北まちづくりセンター	手稲区曙7条3丁目6-22	011-684-0048
	前田まちづくりセンター	手稲区前田6条9丁目2-1	011-683-4422
	新発寒まちづくりセンター	手稲区新発寒5条4丁目2-2	011-684-5557
	富丘西宮の沢まちづくりセンター	手稲区富丘2条2丁目1-1	011-685-4745
	稲穂金山まちづくりセンター	手稲区稲穂3条5丁目1-28	011-684-4020
	星置まちづくりセンター	手稲区星置2条3丁目14-1	011-695-3222

札幌市のまちづくりセンター
(令和6年5月改訂)

発行：札幌市市民文化局市民自治推進室市民自治推進課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

電話 011(211)2253

FAX 011(218)5156

E-mail shiminjichi@city.sapporo.jp